

秋田公立美術大学公開講座等規程

平成25年4月1日

規程第111号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第60条第3項の規定に基づき、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）が社会貢献のための事業として開催する公開講座および公開講演会（以下「公開講座等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 前条の公開講座等は、本学における芸術を学ぶ機会を広く地域に提供し、教育研究の成果をもって地域文化の発展に貢献するとともに、生涯学習の推進に資することを目的として開催するものとする。

(公開講座等の名称)

第3条 公開講座の名称は、秋田公立美術大学公開講座とし、公開講演会の名称は、秋田公立美術大学公開講演会とする。

(実施計画)

第4条 学長は、原則として毎年3月末日までに、翌年度の公開講座等の実施等に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

(時期および場所)

第5条 公開講座等は、原則として学則第19条に規定する休業日その他授業の実施に支障のない時間に行うものとする。

2 公開講座等は、本学の施設を使用して行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、本学の施設以外の場所で実施することができるものとする。

(受講資格等)

第6条 公開講座等の受講資格および募集人員は、実施計画において定める。

(講師)

第7条 公開講座の講師は、原則として本学の職員（本学に勤務する全て

の者をいう。以下同じ。)とする。ただし、必要がある場合は、本学の職員以外の学識経験者等を講師とすることができる。

(広報)

第8条 実施計画を定めたときおよび公開講座等を実施しようとする場合は、市民、企業および関係地方公共団体等に周知するものとする。

(申込方法)

第9条 公開講座等の申込方法は、その都度定める。

(修了証)

第10条 公開講座において、所定の課程を修了したと認められる者には修了証を授与することができる。

(受講料)

第11条 公開講座等の実施に当たっては、受講生から公開講座等の開催に要する経費を受講料として徴収することができる。

2 前項の受講料の額は、別表のとおりとする。

3 理事長は、特に必要があると認めるときは、第2項の受講料を免除することができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、公開講座等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規程第16号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日規程第2号)

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

区分	単位	金額
公開講座等受講料	120分までごとに	2,000円以内の額

備考 上記受講料の他、材料費等の経費については、別途負担を求めるこ

とができる。

